

令和7年3月27日付越前町公告第15号により公告した地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画変更案を公告し、次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対して意見があるときは、縦覧期間満了日までに、意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 3 日

越前町長 高 田 浩 樹



1. 縦覧期間

自	令和 8 年 8 月 3 日
至	令和 8 年 8 月 1 8 日

2. 縦覧場所

越前町役場 農林水産課 丹生郡越前町西田中 1 3 - 5 - 1

3. 意見書の提出に当たっての注意事項等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和 8 年 8 月 1 8 日（火）とする。
- (3) 意見書は、越前町役場農林水産課に直接持参、郵送、電子メールにて提出してください。
直接持参の場合は、平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までに持参してください。
郵送の場合は、提出期限必着とします。
- (4) 提出された意見書については、要旨をとりまとめ処理結果を公表する。

変更理由書

(1) 地域農業経営基盤強化促進計画の変更

地域農業計画基盤強化促進計画は、令和7年3月27日に策定されたが、今回、農村地域環境保全及び有効な土地利用のための農家住宅等をはじめ、経済事業の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、地域農業経営基盤強化促進計画の変更を行うものである。

(2) 地域計画の変更理由

	地域計画を変更する土地	変更・除外理由
1	気比庄31字2番1 気比庄31字3番1 気比庄31字3番4	農用地区域からの除外（農振除外）・農地転用